

# 定款

株式会社アクトコール

# 定 款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アクトコールと称し、英文では、ACTCALL INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 日常生活をサポートする商品およびサービスの開発、提供、情報配信業務
- (2) 収益事業の提案・導入・営業支援、集客支援、広告代理業務および出版業
- (3) 建物および関連設備に関する保証およびメンテナンス業務、清掃、保守管理
- (4) コールセンターの運営および管理ならびにそれらの受託
- (5) 不動産、住宅等の賃貸借に関する各種情報提供サービスおよび事務手続きの受託
- (6) 不動産の開発、売買、仲介、販売代理、賃貸、保有、運営、管理業務
- (7) オフィス、ビル、マンション、ホテル、スポーツ施設の経営、企画およびコンサルティング
- (8) 不動産・建設プロジェクトに関する調査、企画、設計、管理、事業計画の立案、事業運営に関するマネジメントおよびこれらのコンサルティング、請負、受託
- (9) 不動産鑑定業および不動産に関するコンサルティング業務
- (10) 不動産投資顧問業
- (11) 第二種金融商品取引業
- (12) 企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する調査、企画およびそれらの斡旋仲介業務
- (13) 店舗、事務所、住宅の増改築、内装リフォームおよびそれらに関するコンサルティング業
- (14) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
- (15) 有価証券・債権の保有、売買および仲介ならびに管理
- (16) 物品売買業
- (17) 通信販売業
- (18) コンピューターシステムの企画、開発、販売および保守に関する業務

- (19) 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業務
- (20) 住宅建設瑕疵担保責任保険契約および住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の媒介または取次ぎ
- (21) 前号のほか特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律その他の法律により、住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎ
- (22) 住宅に関する完成保証、瑕疵保証および地盤保証の引受けの取次ぎ
- (23) 人材育成および営業支援に関するコンサルティング業務
- (24) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
- (25) 出版および書籍雑誌等編集業務
- (26) インターネットを利用した不動産情報の提供サービスおよびサイトの企画運営
- (27) 経営コンサルティング業およびマーケティングリサーチ業
- (28) イベント・研修会・講演会・セミナーの企画、開催および運営
- (29) 飲食店、物販店、その他サービス施設の企画、運営、監理およびコンサルティング
- (30) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、30,180,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有するほかの株主1人を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
  - 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急のため必要あるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事録は、法定に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会はその決議をもって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名捺印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第12回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(第17期事業年度)

第2条 第36条の規定にかかわらず、第17期の事業年度は、2019年12月1日から2020年9月30日までの10か月間とする。

2 第38条の規定にかかわらず、第17期の事業年度の間配当の基準日は2020年5月31日とする。

3 本条は、第17回定時株主総会の終結の時をもって削除する。

1. この定款は2005年1月27日より制定施行する。
2. この定款は2006年7月20日より改訂施行する。
3. この定款は2006年9月29日より改訂施行する。
4. この定款は2007年1月24日より改訂施行する。
5. この定款は2007年6月27日より改訂施行する。
6. この定款は2007年8月29日より改訂施行する。
7. この定款は2008年2月28日より改訂施行する。
8. この定款は2008年10月21日より改訂施行する。
9. この定款は2009年2月27日より改訂施行する。
10. この定款は2011年2月28日より改訂施行する。
11. この定款は2012年2月28日より改訂施行する。
12. この定款は2012年4月13日より改訂施行する。
13. この定款は2012年5月18日より改訂施行する。
14. この定款は2014年2月27日より改訂施行する。
15. この定款は2015年2月26日より改訂施行する。
16. この定款は2016年2月26日より改訂施行する。
17. この定款は2016年6月1日より改訂施行する。
18. この定款は2016年12月1日より改訂施行する。
19. この定款は2019年2月27日より改訂施行する。
20. この定款は2020年2月27日より改訂施行する。